

第115回 鳥取市都市計画審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年11月22日(金) 10:00～11:25
- 2 場 所 鳥取市役所 鳥取市民交流センター2階 多目的室2・3
- 3 出席者 福山 敬委員、倉持 裕彌委員、田淵 緑委員、樋口 洋子委員、澤田 廉路委員、
山本 孝久委員、西井 千織委員、奥谷 仁美委員、松岡 礼子委員、
吉野 恭介委員、米村 京子委員、中山 明保委員、水口 誠委員、
貴田 勝太郎委員(代理:山田 晋吾委員)、清水 丈二委員(代理:森 泰雄委員)、
鈴木 仁委員、笠田 孝二委員(代理:竹矢 秀雄委員)

欠席者 平井 耕司委員、若狭 さつき委員

4 公開非公開の別 公開

5 傍聴者 2名

6 議題

- ① 鳥取都市計画道路の変更について(3・4・21号大工町土居叶線)
- ② 鳥取都市計画下水道の変更について
- ③ 福部都市計画下水道の変更について

7 議事

事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまより、第115回鳥取市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただきありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます。都市整備部都市企画課の三谷と申します。よろしく願いいたします。

まず、配布資料について、お手元の資料を確認させていただきます。

本日は、事前に送付いたしました「第115回鳥取市都市計画審議会資料1～3」とは別に「会議次第」「委員・幹事名簿」「席表」「議案書」をお配りしております。

お手元にお持ちでない委員の方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、本日の審議会の進行につきましては、お手元の次第に従って進めさせていただきます。

委員の紹介でございますが、委員の紹介につきましては、令和5年5月に開催しました前回の審議会より変更があった委員のみの紹介とさせていただきます。

まず、前委員の任期満了に伴う1号委員の変更について、ご報告をさせていただきます。

鳥取県建築士会、澤田廉路様。

澤田様においては、現在遅参されておられるといったところでございます。

鳥取市自治連合会監事、山本孝久様。

青谷地域振興会議委員、松岡礼子様。

以上3名に、新たな委員をお願いしております。

次に、前回の審議会以降の人事異動により、3号委員に変更がありましたので、ご報告をさせていただきます。

国土交通省鳥取河川国道事務所長、貴田勝太郎様。

本日は代理として、副所長の山田晋吾様にご出席いただいております。

鳥取警察署長、笠田孝二様。

本日は代理として、交通第一課長の竹矢秀雄様にご出席いただいております。

以上2名に新たな委員をお願いしております。

続きまして、委員の皆様の本日の出欠報告をさせていただきます。

1号委員の平井委員、澤田委員、若狭委員の3名が本日所要のため、遅参なり欠席をされておられるところです。

本日は全委員19名のうち、代理出席を除いて、13名の委員の皆様にご出席をいただいております。本都市計画審議会条例に規定されている2分の1以上の定数に達しておりますので、本審議会が成立することをここに報告いたします。

続きまして会長の選出でございます。

令和5年10月に1号委員の改選があり、現在会長が決まっておられませんので、会長は、本審議会条例、第6条第1項により、1号委員、学識経験のあるものの中から、委員の選挙によって定めるとございますが、いかがお取り計らいいたしましょうか。

西井委員

前回到引き続き、福山教授をお願いしてはどうかと思います。解説などわかりやすかったので、いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。そうしますと福山委員に、との声がありましたがいかがでしょうか。

よろしければ、拍手にてご承認をお願いいたします。

(拍手)

事務局

ありがとうございます。同意いただきましたので、福山委員に会長をお願いいたします。それでは福山委員長席へお進みください。

会長の選出が終わりましたので、ここで会長からごあいさつをいただきたいと思います。福山会長、よろしくをお願いいたします。

福山会長

鳥取大学の福山でございます。

いくつか審議会の会長もさせていただいておりますが、西井委員からもありました、わかりやす

くということで、今後、わかりやすさを、私自身気を付けていきたいと思っておりますけれども、新しく委員になられた方にもぜひ、鳥取市のまちづくりのために活発なご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

そうしましたら、福山会長にご承認いただきたい案件がございます。現在傍聴しておられる方に報道機関の方がおられます。撮影や録音をされる可能性があるといったところでございまして、会長のご承認をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

福山会長

委員の皆さんも問題ございませんでしょうか。

承認いたします。

事務局

ありがとうございます。

続きまして、代理出席委員の承認でございます。審議会条例第7条第3項により、3号委員の職務を代理する者が、議事に参与し決議に加わることができるものとされ、審議会運営規則第5条により、3号委員の代理出席は、会長の承認を得て会議に出席できることとされています。

福山会長、ご承認いただけますでしょうか。

福山会長

承認いたします。

事務局

ただいまの承認をもちまして、本日の出席委員は16名となります。

次に、会長職務代理の指名に入ります。本審議会条例第6条第3項により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとございますので、会長から指名をお願いいたします。

福山会長

それでは私から指名させていただきます。会長職務代理は、鳥取環境大学の倉持委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは倉持委員、よろしくお願いいたします。

これから先の議事進行は会長が議長となり進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

福山会長

それではよろしくお願いいたします。

まず、議事録の署名委員の選出ですが、本審議会運営規則第10条第2項において、議事録には会長及び会長が指名する2名の委員が署名するということになってございますので、指名させていただきます。

今回の議事録署名委員は樋口委員、そして水口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、議事録は、発言内容と名前も記載して、市のホームページに掲載するということになってございます。

本日は新任委員の方もおられますので、事前に都市計画審議会の概要、役割についての説明から入ります。それでは説明を事務局よりお願いします。

事務局

そうしましたら、ご説明させていただきます。

鳥取市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2に基づき設置される法定の機関で、本市では、鳥取市都市計画審議会条例により設置しております。都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、住民の生活に大きな影響をおよぼします。このため、都市計画を定めるときは、行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者、議会の議員、関係する行政機関の職員から構成される審議会の調査審議を経て決定することとなっています。審議会は、市長の諮問に応じて、都市計画に関する事項の調査や審議をすることや、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができます。委員は、本審議会条例に基づき、19人以内で構成されています。なお、市政において重要な役割を果たして本審議会の会議については、その運営の透明性を確保するため、原則公開としております。

以上でございます。

福山会長

ありがとうございました。

私、都市計画を大学で教えているのですが、いろんな役割があるんですけども、学生さんにしっかり言うのは、ここで審議したものを、首長さんが都市計画決定されるのですが、私権を制限するというのが非常に大きいということでもあります。我々は資本主義、市場経済で生活していますので、自分の私有財産で生きてるわけですけども、公共の福祉のためにそれに制限を加える可能性がある、社会のためにということです。そういうところに関わる決定もするということで、皆さんからも専門分野で意見をいただき、しっかりと議論いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

議案書の2ページ、会議幹事・参与員の報告を事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号を説明させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

本日の審議会には、鳥取市都市計画審議会条例第8条の規定により、3ページの幹事・参与員が出席しております。

前回の審議会以降の人事異動に伴いまして、河口市民生活部長、竹内健康こども部長、山根都市整備部長、以上3名が新たな幹事となっておりますので、ご紹介をさせていただきます。

また、本日は公務の都合により、幹事の竹間部長、塩谷部長、藏増部長、大野部長、坂本部長の5名が欠席でございます。以上でございます。

福山会長

ありがとうございました。

それでは、議案に入りたいと思います。

議案第1号、都市計画道路の変更ということで、大工町土居叶線となります。
事務局より説明をお願いします。

事務局

都市企画課の河田と申します。よろしくお願いたします。

まず議案第1号について説明いたします。

議案書の5ページに諮問書をつけております。議案第1号は、鳥取都市計画道路3・4・21号大工町土居叶線の変更についてでございます。

資料1の鳥取都市計画道路の変更と表題のある資料をご準備ください。

それでは、まず1ページをご覧ください。

本路線の概要と変更の理由を記載しております。本路線は起点を大工町頭、終点を叶字下井原とする、標準幅員16m、延長約3,100mの幹線街路となります。鳥取市中心市街地と3・3・5号祢宜谷賀露線、これは国道29号となりますが、これを結ぶ幹線街路であり、周辺の他の幹線街路とともに、道路交通の安全確保と渋滞緩和を図るため、また、歩行者等の安全と沿道の医療機関、商業施設等へのアクセスも考慮し、バリアフリーを念頭に置いた快適な歩道利用空間を確保するために計画決定をされています。当初の都市計画決定は昭和35年に行われております。

このたびの変更は、計画決定当時と比べまして、自動車、自転車、歩行者の交通量が変化していることなどを踏まえ、設計速度、歩道幅員並びに停車帯幅員の変更を行うものであります。

2ページをご覧ください。

こちらは鳥取市都市計画総括図に、本路線の全区間と変更する区間を表示しております。

次に3ページと4ページ、こちらが計画図となります。

まず3ページをご覧ください。

赤く色塗りされたところが本路線となります。沿道に「こぜにや」がある通りとなります。北側、図面の上側ですけれども、こちら側が起点となる大工町頭となります。少し右側に見える交差点、こちらは樗谿神社に繋がる樗谿入口の交差点となります。

黄色に着色のある範囲が今回変更する区間となります。

続きまして4ページをご覧ください。

こちらは3ページの南側の図面になりますけれども、沿道にグッドヒルがある通りで、現在グッドヒルの南側からマルイ宮長店にかけて、鳥取県の方で施工中の街路事業、道路拡幅工事が行われているところです。南側、図面の下側ですけれども、こちらが終点となる叶字下井原になります。

次に5ページをご覧ください。

計画の概要となります。このたびの計画変更では、永楽温泉町から富安2丁目までの都市計画道路の未整備区間、延長約380m区間を対象としています。

このたびの変更につきましては、対象区間において令和5年度に実施しました鳥取南中学校の通学路安全点検において、歩道幅員が狭く危険であるとして、歩道拡幅要望がなされたことを契機としております。

具体的な変更内容につきましては、1つ目に設計速度の変更でございます。こちらは、周辺道路の整備状況や沿道の小学校などの文教施設の配置状況を踏まえまして、設計速度を50キロから40キロに変更するものです。

2つ目に、歩道幅員の変更でございます。こちらは、今年度実施した交通量調査の結果を踏まえ、鳥取県県土整備部策定の歩道設置の考え方等に基づき、歩道幅員を4.5mから3.5mに変更するものでございます。

3つ目に、停車帯幅員への変更でございます。こちらも、交通量調査の結果を踏まえ、道路構造令に基づき、停車帯幅員を2.5mから1.5mに変更するものでございます。

各変更点につきましては、後程詳しくご説明いたします。

続きまして、6ページをご覧ください。

変更箇所と比較図となります。左側が現在の都市計画決定の内容、右側が変更計画となります。

右側の変更計画におきまして、黄色の箇所が現在の計画道路の区域より削除する区域、道路幅員が狭くなることによって削除する区域となります。

赤色が交差点形状の見直しを行った結果、計画道路の区域に追加する区域となります。交差点の隅切り部分で、赤線が少し太くなっている部分、こちらとなります。

先ほどご説明しました各幅員変更の結果、当区間の計画道路の決定区域を、道路幅員20mから16mに変更するものであります。

次に7ページをご覧ください。

現況写真となります。写真の黄色の箇所が、計画道路の区域から削除する区域、赤色が追加する区域を示しております。

続きまして8ページをご覧ください。

本路線の変更前後対照表となります。本路線は、3・4・8号宮ノ下十六本松線、こちら県道の主要地方道秋里吉方線、通称産業道路と言われている道路となりますけれども、これより北側が本市の施工区間、南側が鳥取県の施工区間となっております。

表の右端に概要欄がありますけれども、区間の延長①から③が本市、区間の④と⑤が鳥取県の施工区間となります。このたびの変更区間は、区間③となります。

続きまして9ページをご覧ください。

道路幅員変化位置図となります。先ほど説明いたしました区間①から⑤の位置を示しています。

合わせて10ページと11ページをご覧ください。

10ページが変更前、11ページが変更後の標準断面図となります。同様に、変更区間は区間③の標準断面図となります。

次に12ページをご覧ください。

都市計画変更に関する経緯と今後の手続きとなります。

関係機関協議を、本年2月から9月にかけて、公安委員会や道路管理者などに行っております。

地元説明会につきましては、本路線の区域変更箇所となる町内会並びに地権者を対象に、6月から7月にかけて実施しております。

県知事事前協議においては、8月27日に異存なしとの回答をいただいております。

また、都市計画法第17条の規定に基づく2週間の縦覧を、10月7日から10月21日まで行いましたが、縦覧者がなく、意見書の提出はございませんでした。

今後は本日の都市計画審議会を終えまして、都市計画法第19条第3項の規定に基づく県知事協議を行い、都市計画の変更告示を年内を目処に行う予定としています。

次に、13ページから16ページにかけては、住民説明及び関係機関協議の実施状況の資料となります。

14ページをご覧くださいでしょうか。

住民説明会は、個別説明を含め、計6回実施しておりますが、その質疑応答などをまとめております。

黒丸が質問、矢印がそれぞれの回答となります。一部をご紹介しますと思います。

上から3つ目の黒丸の箇所ですけれども、計画変更する道路中心線は、現道のセンターラインと見たらよいかとのご質問をいただきました。このご質問に対しては、計画道路のセンターラインは、おおよそ南吉方一丁目側の路肩線あたりにずれてくる予定で、これはすでに整備されている本路線南側の県施工区間が、かなり東側、南吉方一丁目側に寄っているため、車両等の動線を考慮した結果である、とお答えしています。

次に4つ目の黒丸の箇所ですけれども、道路整備の事業スケジュールがずれ込む可能性はあるか、という質問を多数いただきました。このご質問に対しては、道路用地の買収の際、交渉等に時間がかかる、また、国の補助金を活用して整備するため、国からの配分状況が思わしくないなどの要因で予定がずれ込む可能性はあります。標準的なスケジュールを示しています、と回答しております。

その他、現在歩道が狭くて危ないので、歩道拡張には賛成という意見や、交差点の右折レーンの設置は、渋滞緩和策となり賛成という意見、また、都市計画決定されてから時間が経っているため、なるべく早く整備して欲しいなどの意見がありました。

説明会では、町内会及び地権者から道路拡幅計画、用地買収に関する質問が多数ありましたが、都市計画道路の区域変更による建築物への制限に対する意見はありませんでした。

いずれの説明会も、変更内容に否定的な意見はなく、変更案に対して概ね了解が得られたものと考えています。

17ページから21ページにかけては、順に、平面図、縦断面図、標準断面図、交差点平面図をつけております。参考として、ご確認くださいと思います。

次に、22ページをご覧ください。

こちらは字名一覧表となりますが、これは本路線のうち鳥取市施工区間のみの字名一覧表となっています。このうち、この度計画変更となる区間が富安二丁目と南吉方一丁目となるため、備考欄に一部変更と記載しております。

続けて23ページをご覧ください。

これは、字界図となりますが、青い線が字界を示しています。黄色の着色のある区間が今回の変更区間となりますが、計画道路を境として、西側が富安二丁目、東側が南吉方一丁目となっています。

それでは計画変更の具体的な内容につきましては、道路課より説明を行います。

事務局

おはようございます。道路課の田村です。よろしく申し上げます。

今回の都市計画道路3・4・21号大工町土井叶線の変更内容について説明をいたします。

24ページをご覧ください。

今回の変更の趣旨について、先ほど説明がありましたので、省略させていただきます。

次に変更内容ですが、今回、3点の変更を考えております。

1 点目は設計速度の変更でございます。

25 ページから 29 ページをご覧ください。

設計速度とは、道路を設計する上で基礎となる自動車の速度のことで、現在は時速 50 キロに設定しておりますが、当該路線の鳥取県施工区間において、以前設計速度を 50 キロから 40 キロに見直した経緯があり、また、当該路線を取り巻くその他の道路につきましても、設計速度が 40 キロで設定されております。

また、鳥取市立南中学校等の通学路にも指定されているため、設計速度を抑制することで、安心、安全を図る必要があると考えているところでございます。

以上のことから、設計速度を 50 キロから 40 キロに変更することが望ましいと考えているところでございます。

2 点目は、歩道幅員の変更でございます。

30 ページから 36 ページをご覧ください。

歩道の設置の有無及び幅員については、31 ページにある鳥取県県土整備部の歩道設置、歩道幅員の考え方のフロー図に準拠し、決定を行っているところでございます。

現在は、有効幅員 4 m に電柱や規制標識等の路上施設設置幅 0.5 m を加えた 4.5 m の自歩道で設定しています。

しかし、決定した当時とは、社会情勢や交通事情の変化があるため、自動車の交通量調査及び、自転車、歩行者の通行量調査を実施し、歩道幅員について検討を行っております。調査の結果については、36 ページの表に示す通りでございます。

歩道幅員の考え方にに基づき、調査結果を踏まえ検討した結果、有効幅員 3 m に路上施設設置幅 0.5 m を加えた 3.5 m の自歩道が妥当であると判断したため、歩道幅員を 4.5 m から 3.5 m に変更することとしております。

3 点目は、停車帯の幅員の変更でございます。

37 ページから 40 ページをご覧ください。

停車帯とは、主に車両が停車するために設ける帯状の車道部分のことで、この幅については道路構造令により定めております。当該路線の鳥取県施工区間において、停車帯は 1.5 m もしくは停車帯なしで設定されております。

また、40 ページ、41 ページで示す通り、今回の自動車交通量調査においても、自動車交通量のうち大型車が占める割合が著しく少ない結果が得られているため、道路構造令に従い停車帯幅員を 2.5 m から 1.5 m に変更することが妥当であると判断しております。

以上で計画変更の 3 点について、内容説明を終わらせていただきます。

福山会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しましてご質問ご意見ございましたらお願いします。

山本委員

設計速度を 40 キロに落とされるというところで、設計速度と規制速度は違うと思ひまして、本路線は直線のコースだと思ひますが、設計速度を落とされる意味、理由が少しわからないんですが。

事務局

警察が規制する速度と設計速度は違います。本区間は4種2級の道路ですが、設計速度は40キロから60キロの間で設定できるということになっております。

40キロにした理由は、運転者の特性や交通事故発生状況、その他本路線の各交差点の間隔が狭いため、実際に速度を上げてもすぐ次の交差点に到達するというところで、県の施工区間も40キロにされた理由もそうではないかなと思っております。市街地なので信号が多い、設計速度の50キロを出す道路が必要かと考えると、本路線に対して横断する富安大路線も同じ幅員で設計速度40キロの市道で設定しており、周辺の状態を考えると、40キロが妥当という判断で、今回設定したところでございます。

福山会長

大きな道路の国道53号線などは別として、市街地の中の道路は、ゾーン30など、市街地の人々が出歩きたくなる街とか、特定のエリアでは速度を落とすという、今回の件とは直接関係ないのかもしれませんが、そういう流れもあります。

山本委員

規制速度と設計速度は違うことをはっきりしておいた方がいいということを申し上げたい。

事務局

今回、警察において規制速度が決定されると思いますが、さらに、規制が厳しくなる方だと思えます。設計速度40キロと設定すると、規制速度が40キロ以下になると思えますので、その辺は警察と、通学路であることを踏まえ、警察と協議していきたいと考えています。

福山会長

この路線における他の区間の制限速度は何キロになりますか。

事務局

全ての区間で40キロとなっております。

福山会長

わかりました。

その40キロよりも下がる可能性もあって、今後警察と協議して決めていくということでした。

中山委員

警察の方も委員としておられるので、今の件でわかることがあれば教えていただきたい。

竹矢委員

詳細にお答えすることが難しいですが、この道路はセンターラインがある道路だと思いますので、40キロ以下というのが、他の道路を見ても難しいのかなと思います。

ゾーン30で30キロ以下にしているところも、狭い道路、センターラインのない道路を区間で定めていますし、今後、道路交通法の改正でセンターラインのない道路が法定で30キロという形で改正されていきますので、この枝線の狭い道路は30キロになっていくと思いますけども、このメイン通りを30キロまで落とすことは、今後も考えにくいと思っております。

中山委員

先ほど山本委員が質問されたように50キロを40キロに下げるところで、勉強会で事前に教えていただいた部分もありますが、福山会長が先ほど言われたように、まちづくりの中で環境

とか社会状況が変化したと、事務局からも説明があったように、環状線や他の道路ができたりして、速度を下げるところは下げると。また、南中学校から通学路に関する要望があって、そのあたりの安全性を求めて40キロ以下にするということですが、会長の専門的な学識知見から、助言として、改めて、今回のこの変更に対しての認識はどのようなものか、考えをお聞きしたい。

福山会長

今回の都市計画決定の変更に関しては私の考えですが、まちづくりとして現在、鳥取駅前を中心とした再整備の計画が策定されているというところですが、基本的には、歩きたくなる楽しいまちづくりということで、道路で人と車と歩車分離をしっかりとすることは原則なんですけど、その中で出歩いて楽しいまちをいかに作っていくか、という方向で考えられていると思います。

今回は直接の街なかの道路ではないので、位置付けは通過交通と生活交通の両方の機能を持っているところなので、先ほど竹矢委員が言われたように、車がスピードを下げる可能性はない、車の走行もあるので歩道もしっかり整備するとしての位置付ける道路ということで、今回の変更は、私としては妥当だなと思うところです。

中山委員

わかりました。ありがとうございます。

福山会長

その他いかがでしょうか。

それではこの議案第1号に関しまして、承認することに異議はございませんか。

委員

異議なし。

福山委員

ありがとうございました。

ご異議ございませんので議案第1号鳥取都市計画道路の変更について原案の通り承認いたします。

それでは、続いて議案第2号鳥取都市計画下水道の変更についてと、議案第3号福部都市計画下水道の変更について、事務局より一括して説明をお願いします。

事務局

下水道企画課の牧野と申します。よろしくお願ひいたします。

議案書の6ページから9ページとなります、議案第2号鳥取都市計画下水道の変更、並びに議案第3号福部都市計画下水道の変更について、都市計画法第21条第2項において準用します、同法第19条第1項の規定により、諮問するものでございます。

下水道は都市計画に定める都市施設の1つでございまして、排水区域、主要な管渠、処理場やポンプ場などについて定めることになっております。

まず、議案第2号鳥取都市計画下水道の変更について、右肩に資料2とあります、鳥取都市計画下水道の変更という資料を使ってご説明いたします。

1ページをご覧ください。

鳥取市都市計画下水道には、秋里処理区、千代水処理区、吉岡処理区の3つの処理区を定めております。

この度、項目の排水区域に示す秋里処理区と千代水処理区の排水区域を変更しようとするもので

ございます。

また、項目4、その他施設に示す通り、吉岡処理区にある吉岡クリーンセンターの施設用地の変更、秋里処理区にある大杙ポンプ場の位置の変更、並びに千代水処理区にございます美津ポンプ場の廃止をしようとするものでございます。

中段以降に処理区ごとに変更の理由を記載しております。

決定図書に従いまして、順次ご説明差し上げます。

2ページをご覧ください。

このたびの都市計画決定に係る土地の区域の位置を示しております。

3ページをご覧ください。

鳥取都市計画下水道に定められる区域や施設などを示す総括図でございます。

4ページは、今見ていただいた総括図にこの度の変更に関連する区域を四角い枠で囲んでいるものでございます。

図面中央部の千代川右側にあります秋里処理区の排水区域の変更につきましては、図面右下の四角い囲み枠が2つ並んでおります。その右上の番号1番と2番、こちらの中で、朱色で網掛けした部分について、農村における生活排水処理を行っております農業集落排水でございまして、津ノ井地区の約25.7haにつきまして、公共下水道への接続検討を行った結果、費用削減効果が見込まれるということで、秋里公共下水道へ統合して、区域面積を約2,076haに変更するものでございます。

このことにつきましては、鳥取市都市計画マスタープランに規定します、近接した類似施設は、効率性を考慮しつつ積極的な統廃合を推進する、といった下水道の整備方針と整合するものでございます。

区域の詳細につきましては、次の5ページをご覧ください、朱色で網掛けした津ノ井工業団地の南側、国道29号線を挟んで南側となり、6ページをご覧くださいと、さらに南側で、若葉台地区の国道29号線を挟んで西側の区域でございます。

4ページに戻っていただきます。

四角い囲み枠の番号の1の上側の方、袋川という千代川から分岐して国府に向かう川が流れておりますが、袋川の左岸側、図面でいきますと袋川の下側になりますけども、そちらの方に茶色の丸で示す大杙ポンプ場と記載がございます。こちらの位置につきまして、平成16年における町名町界の変更に伴いまして、大杙から面影二丁目に整理するものでございます。

次に、千代川左岸側にございます、千代水処理区の排水区域の変更について、湖山池北側に四角い囲み枠の図面番号右肩に3番4番としておりますが、こちらの方の朱色で網掛けした部分に示す、下水道未整備区域を追加指定して、区域面積を約1,194haに変更しようとするものでございます。

7ページをご覧ください。

こちらの方、すでに宅地化されて下水道未整備区域でございます、湖山町西二丁目と湖山町西三丁目と合わせて約1.6haとなります。

それと8ページをご覧ください。

こちらの賀露町西一丁目、朱色塗り潰し部分の0.1ha、こちらの方を整備区域に追加することに

よりまして、当該地区におけます生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図っていかうとするものでございます。

最後に7ページをご覧ください。

図面左側に、美萩野一丁目の美津ポンプ場、こちらの方青色で表示しておりますが、この美津ポンプ場は、昭和54年に汚水中継ポンプ場として都市計画決定されたものでございます。

送水量が少量であるということでマンホール形式での簡易なポンプ施設で対応可能であるということで、都市計画決定を廃止しようとするものでございます。

4ページにお戻りください。

吉岡処理区の処理場の用地変更について、図面左側、湖山池南西部の四角囲み枠の番号5番で示す吉岡クリーンセンターの用地の減少とするものでございます。

9ページをご覧ください。

緑色で網掛けした部分が吉岡クリーンセンターとなります。図面左側の黄色い網掛けした区域は、松原集落となります。

次の10ページをご覧ください。

吉岡クリーンセンターの施設配置図となります。先ほど見ていただいた図面とは上下、南北が逆となっております。下側が湖山池となります。

黄色の線で囲まれた、吉岡クリーンセンターの施設の区域に対しまして、敷地に接します、鳥取県施工県道鳥取鹿野倉吉線改良事業に伴います道路用地として、下側の方の青色で囲った区域がございしますが、こちらの青色で囲まれた区域、約105㎡を減じまして、施設面積を約4,400㎡と変更するものでございます。

11ページをご覧ください。

今説明いたしました、この度変更となるものを2段書きといたしまして、括弧内に変更前を表示しました、変更前後対照表でございます。またご確認いただきますようお願いいたします。

13ページをご覧ください。

都市計画変更の経緯について説明いたします。

関係機関との協議といたしまして、7月から9月にかけて、鳥取県において下水道を所管する水環境保全課などとの協議を行ってございます。

地元説明につきましては、排水区域となり、整備完了後には下水道を利用されることとなる方に、個別に説明を行う他、関係町内会に文書の配布や回覧するなどして周知させていただいております。

県知事の事前協議では、8月27日付けで異存なしとの回答をいただいております。

また、都市計画法第17条に基づく縦覧を、10月7日から21日にかけて行いました。縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。

本審議会の開催を本日付けで記載しております。

今後といたしましては、都市計画法第19条第3項の規定に基づく県知事協議を行い、都市計画の変更告示を年内を目処に行う予定としております。

14ページ以降にこの度の変更に係ります位置の字切図を添付しております。後程ご確認いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、議案第2号鳥取都市計画下水道の変更についてご説明いたしました。

続きまして、議案第3号福部都市計画下水道の変更についてご説明申し上げます。

右肩に資料3と表示しております、福部都市計画下水道の変更、こちらの資料を使ってご説明申し上げます。

福部都市計画下水道には秋里処理区が定められております。

1ページをご覧くださいますと、この度、項目の2排水区域を変更しようとするものでございます。

2ページをご覧ください。

都市計画決定に係る土地の区域といたしまして、大字湯山のうち記載する小字の部分を追加するものでございます。

3ページをご覧ください。

福部都市計画下水道に定められる排水区域や福部汚水中継ポンプ場の位置を示す総括図でございます。

5ページの計画図をご覧ください。

図面中央部の山陰近畿自動車道福部インターチェンジの南北にございます一団の土地、農業集落排水区域でございますが、こちらの山湯山地区の約4ha、公共下水道の接続検討の結果、こちらも費用削減効果が見込めるということで、秋里公共下水道へ統合するものでございます。

また、計画図の上側に示す飛び地の一面地について、こちらの方は先に特別使用により整備された除雪基地を、秋里公共下水道へ統合するものでございます。

6ページの新旧対照表をご覧ください。

先ほどの総括図に表示の通り、排水区域を追加し、面積約7.9haに変更するものでございます。

7ページをご覧ください。

都市計画変更の経緯につきましては、地元説明を関係町内会文書回覧で周知いたしました。

その他、先ほど説明させていただいた、鳥取都市計画下水道の変更と同様の手続きとさせていただいております。

8ページに、この度の変更に係る位置の字切図を添付しております。こちらの方また後でご確認いただきますようお願いいたします。

以上で議案第2号に引き続きまして、議案第3号福部都市計画下水道の変更についてご説明申し上げます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

福山会長

ありがとうございました。

議案第2号及び第3号につきまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

吉野委員

今回の計画変更によって公共下水道の整備率というようなものは、何%から何%に向上したのかということと、100%を目指しているのかということ、そして住民説明時の住民からの意見というようなものをご紹介いただけないでしょうか。

事務局

整備率といったものではなく、処理人口に対して何戸が接続されているかというような接続率になりますけれども、公共下水道と、この度集落排水区域を統合させていただきます、そちらの方合わせ

ますと 97%の接続率ということになります。

この度、新たに湖山町西二丁目・三丁目を排水区域として指定しますけども、こちらの方は接続された人口で変わってきますので、そちらの方は若干ではありますが、まだ伸びるところで見込んでおります。

あと地元説明会についてでございます。

集落排水の区域についての説明でございますが、こちらの方はもうすでに集落排水設備をご利用になっているということで、具体的に下水道に統合されたとしても、何ら変わりはなく今まで通り使用料もお支払いいただくというようなところ、こちらの方を文書にいたしまして、回覧の方で、町内会とも相談させていただきながら、対応させていただいたというところでございます。

また、湖山町西二丁目・三丁目、賀露町西一丁目の部分ですけれども、こちらの方は新たに、公共下水道の区域になるということで、これから柵の設置とか、具体的に工事にかかりますとか、あとは工事によって公共下水道の接続するのは柵ができた時点で受益者負担金が必要になりますとか、そういうお話を個別でご紹介させていただいてるところでございます。

吉野委員

97%とお聞きしました。飛び地なども含めて、100%を目指されるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

今ある公共下水道が100%とか、そういうわけではないんですが、このたびの増加によって分母が大きくなるということもありますが、整備したあかつきには、接続もお願いしておりますので、そちらは目指していくことになります。

中山委員

美津のポンプ場が廃止とのことですけど、規模が小さいため廃止するというご説明を聞きましたが、廃止ということはポンプ場なしで接続するということですか。

事務局

大規模な施設としての必要がなくなり、代替えとして道路内にマンホールを設置し、その中に収まるポンプの能力で排水が可能となるものであり、これまで大規模だったポンプ場という施設の扱いはもう不要ということになります。

中山委員

マンホールポンプで対応ができるということで、廃止にしても影響がないということですね。

事務局

そういったところです。

山本委員

末恒にいるものですからお聞きしますが、今後施設はどのようになるのでしょうか。

事務局

美津ポンプ場の施設については、今のところ具体的にどうするかは定めておりませんが、これから考えていくところでございます。

山本委員

建屋とか施設が結構ありますが、今後どうなるかをお聞きしたい。

事務局

今のところ具体的な予定としては立てていないという状況でございます。

中山委員

これに関連して、それは来年度でも全部更地にするとか、そういうことも今後検討するということですか。

事務局

今のところはそのような予定としています。

中山委員

今のところの地元からの要望はまだ聞かれてないのですか。

事務局

下水道企画課の田中と申します。

施設の今後の利用については、津ノ井や山湯山の処理区について、今のところ処理場で使っていましたが新しくマンホールポンプ場ということになりまして、建屋についてはそのまま取り壊しとかではなくて資材置き場とか、そういった倉庫や防災倉庫といったものを検討していきたいと考えてるところです。

中山委員

繰り返しになるが、美津の方で地元の方に十分その辺のご説明と要望も出されるかというようなことを聞いていただくことを要望しておきます。

事務局

地元の方にまた相談させていただくということで考えていきます。

福山会長

この度の件、地元の方が聞いていなかったということがないようにお願いします。

こちらのポンプ場は、いわゆる都市計画施設としての規模ではなくなっていくということになります。

中山委員

確認ですが、例えば廃止することによって地元の方に何か問題が起きることはなく、下水の機能的なものは今と何ら変わることはないんですよね。

事務局

おっしゃる通り、別に下水道の利用について支障が出るとかというのはなく、これまで通り使っていただくということです。

山本委員

本日初めて聞いたので、事前にお話をしていただければよかったと思います。

事務局

これまでそういったお話がなかったということで申し訳ないところでございます。今後について、地元の方と一緒に相談させていただきながら検討させていただきます。その節は町内会に声かけをさせていただきますのでよろしく願いいたします。

福山会長

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、説明がありました議案第2号及び第3号の下水道について、両議案も承認とさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

福山会長

ありがとうございます。

それでは異議ございませんので、議案第2号鳥取都市計画下水道の変更、並びに議案第3号福部都市計画下水道の変更については、原案の通り承認といたします。

以上で、予定の議事は終了となりますが、その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

樋口委員

最初の議案の鳥取都市計画道路の変更ということでご説明いただいた時に、それからの質問が適切であるかどうかということで、最後に聞いといた方がいいと思いご質問します。

道路が変わるということで、制限速度が50キロから40キロになることを資料の方で拝見しましたが、交通の問題として、先ほどグーグルマップを見ましたら、現状その速度規制の看板というのが今回の路線にはついてないように思います。

私も個人的にその道路が何キロ制限であるということに認識がなく、今は50キロということで、この資料で初めて知り、今後それが40キロになるということですので、現状にお住まいの方が道路の形態が変わっても、速度までが変わるという意識があまりないと思います。

道路の形状が変わることによって規制看板の設置もあるとは思いますが、警察の各署の方から、そういった変更について指導や周知はいろんな面でされるとは思います。また、住民の方とか、学生、小中生徒の安全面を考慮しての姿勢であれば、指導、周知の方も計画に入っているのではというふうに思いますが、そういった認識でよろしいでしょうか。

竹矢委員

50キロから40キロへの変更は、設計速度についての説明との認識ですけども、規制が変わるのであれば、これは警察が勝手に変えるのではなく、事前にその地区の住民の方と相談をして、実際に何キロが適正なのかというところで検討した上で設置をしますので、何も知らずに50キロから40キロに規制が変わるというようなことはございません。

樋口委員

現状通りずっと50キロということで大丈夫でしょうか。

竹矢委員

今50キロ規制なのか40キロ規制なのかを把握はしてないんですけども、もし設計速度が40キロになるのであれば、規制速度を50キロとすると、おそらく危険性が出てくる話ですので、その際はまたご相談させていただくという形になります。

吉野委員

市民として南北線の進捗がとても関心があって、おそらく前は、事務局としてはしっかりした情報は掴んでないということの回答であったと思いますが、この審議会で議論や審議をして欲しいということではなくて、情報を共有したいという思いがあります。

市の建設水道委員会の中でもまれてる部分もあろうかと思いますが、この場に報告事項のような

形で年1回でも構いませんが、何か報告があつてしかるべきではないのかと提案をさせていただきたいと思ひます。ご検討いただければと思ひます。

福山会長

意見ありましたが、事務局として何かありましたらお願いします。

事務局

南北線については鳥取県を中心に事業の準備を進めておられるんですけども、今は国県市で、都市計画の説明をしたときに出た地元意見に丁寧に対応している状況でして、そのあたりが整理できましたら、速やかに都市計画決定を行いまして、事業化に入りたいというふうを考えておりますけども、今のところはまだ事業スケジュールとしては未定となっております。

吉野委員

県の方で鋭意、都市計画決定になるよう取り組んでいるという理解はさせていただきますけれども、その進捗が少しでもあるのであれば、また、停滞しているということであれば、その停滞しているということの報告が可能であればしていただければと思ひてです。

福山会長

その他よろしいでしょうか。

それでは、第115回鳥取市都市計画審議会は以上となります。

活発なご議論ありがとうございました。

事務局

そうしましたら、以上をもちまして、第115回鳥取市都市計画審議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

鳥取市都市計画審議会運営規則第10条第2項の規定に基づき署名する。

会 長 福 山 敬

委 員 樋 口 洋 子

委 員 水 口 誠